（液化石油ガス保安規則の一部改正）

改正後

（用語の定義）

第二条　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～十　［略］

十一　一般複合容器　繊維強化プラスチック複合容器であつて、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器以外のもの

十一の二～十三の四　［略］

十三の五　圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器　金属ライナー製繊維強化プラスチック複合容器であつて、二輪自動車の燃料装置用として圧縮水素を充填するための容器

十四～二十四　［略］

二十五　最高充填圧力　次の表の上欄に掲げる容器の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）

容器の区分	圧力
圧縮ガスを充填する容器（SG容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器を除く。）	［略］
［略］	［略］
国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器	［略］
［略］	［略］

二十五の二　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に係る公称使用圧力　温度十五度において容器に圧縮水素を完全に充填して使用するときの動作特性を表す基準となる圧力の数値

二十六～二十八　［略］

二十八の二　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に係る耐圧試験圧力　最高充填圧力の五分の六倍の圧力の数値

二十八の三　［略］

二十八の四　圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に係る試験のサイクルの回数　一万千回

二十九～三十四　［略］

（刻印等の方式）

第八条　［略］

一　［略］

二　容器製造業者（検査を受けた者が容器製造業者と異なる場合にあつては、容器製造業者及び検査を受けた者）の名称又はその符号（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、名称に限る。）

改正前

（用語の定義）

第二条　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～十　［略］

十一　一般複合容器　繊維強化プラスチック複合容器であつて、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器以外のもの

十一の二～十三の四　［略］

［新設］

十四～二十四　［略］

二十五　最高充填圧力　次の表の上欄に掲げる容器の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）

容器の区分	圧力
圧縮ガスを充填する容器（SG容器及び国際圧縮水素自動車燃料装置用容器を除く。）	［略］
［略］	［略］
国際圧縮水素自動車燃料装置用容器	［略］
［略］	［略］

二十五の二　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る公称使用圧力　温度十五度において容器に圧縮水素を完全に充填して使用するときの動作特性を表す基準となる圧力の数値

二十六～二十八　［略］

二十八の二　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る耐圧試験圧力　最高充填圧力の五分の六倍の圧力の数値

二十八の三　［略］

［新設］

二十九～三十四　［略］

（刻印等の方式）

第八条　［略］

一　［略］

二　容器製造業者（検査を受けた者が容器製造業者と異なる場合にあつては、容器製造業者及び検査を受けた者）の名称又はその符号（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、名称に限る。）